

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第61号	三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総務課	児童扶養手当法の一部改正に伴い、当該条例に基づく損害補償と他の法律による給付との調整規定について所要の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正内容】

児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当を支給しないとする用件を規定していた第4条第2項各号のうち、一部が削られたことから、当該規定を引用していた箇所を削る改正を行うもの。

付則第2条第5項中「並びに児童扶養手当法第4条第2項第2号ただし書及び第3項第2号ただし書」を削る。

【施行日】

平成26年12月1日